

「長野市子どもの体験・学び応援事業」

参画パートナー規約

長野市こども未来部こども政策課

(長野市子どもの体験・学び応援事業 運営事務局)

1. 参画パートナーの定義

本規約において使用する用語の定義は、長野市子どもの体験・学び応援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第8のとおりとします。

2. 参画パートナーの登録

参画パートナーは、本規約等を遵守することに同意の上、参画パートナー募集要項「2 (2) 登録申請」に規定する手続きに従って申し込みます。

3. 登録の不受理

長野市は、参画パートナーの登録審査において、次のいずれかの事由に該当するときは、「登録不受理通知」をもって、参画パートナーとしての登録を認めないことができるものとします。

(1) 不受理事由

- ① 登録申請の内容（申請書に添付した文書等を含む。）に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ② 登録申請の内容（申請書に添付した文書等を含む。）に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- ③ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）が申請した提供サービスの主たる目的であると認められたとき
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が申請者の中に認められたとき
- ⑤ 「参画パートナー募集要項」に定める条件を満たさないと認められたとき

4. 登録事項の変更・抹消

- (1) 登録事項を変更する場合は、予め運営事務局に届出を行って

ください。ただし、システムによって修正できる部分については、この限りではありません。届出がなかったことにより、長野市及び運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画パートナーに到着したものとみなします。また、この場合において、参画パートナーと第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、長野市及び運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

(2) 参画パートナーとしての登録を抹消する場合は、予め運営事務局に届出を行ってください。

5. 登録の取消

参画パートナーが、次のいずれかの事由に該当するときは、長野市は参画パートナーに対し「登録取消通知」をもって、直ちに登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより長野市及び運営事務局に損害が生じた場合、参画パートナーは当該損害を賠償しなければなりません。

(1) 取消事由

- ① 登録申請書（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項または登録申請内容変更届を偽って記載したことが判明したとき
- ② 参画パートナー募集要項「2 (1) 登録の条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③ 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、ポイントによりその対価の支払いを受けたとき
- ④ 参画パートナーの代表者もしくはその従業員等、その他参画パートナーの関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、長野市が登録の取消しが相当と判断したとき
- ⑤ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき

- ⑥ 「8. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画パートナーの地位を第三者に譲渡したとき
- ⑦ 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、長野市が参画パートナーとして不適当と認めたとき
- ⑧ 参画パートナーが登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に長野市及び運営事務局から連絡ができないとき
- ⑨ 参画パートナーが行うポイント利用にかかる手続きに疑義があり、長野市が参画パートナーとして不適当と認めたとき
- ⑩ 参画パートナーが利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用を行っているときと長野市が判断したとき
- ⑪ 参画パートナーの故意、過失の有無にかかわらず、「9. 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたときと長野市が判断したとき
- ⑫ 参画パートナーが提供したサービス又はプログラムにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画パートナーの中に存在すると判明したとき
- ⑭ 参画パートナー（参画パートナーの代表者その他参画パートナーの経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて長野市及び運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- ⑮ その他、本規約に違反したとき

(2) 登録取消後の処理

参画パートナーは、登録取消後、ただちに参画パートナーの負担において参画パートナーであることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりポイント利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画パートナーとしての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6. ポイントの無効及び利用者の資格喪失

長野市は、ポイントの改ざんやポイントの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のポイントを無効にすることができるものとします。また、利用者が利用者の要件を満たさなくなった場

合、長野市は利用者としての資格を喪失させることができることとします。

7. 支払いの取消・留保

(1) 支払いの取消

長野市は、参画パートナーが次のいずれかに該当するときは、参画パートナーに対し、ポイント利用にかかる支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画パートナーは、長野市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「9. 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- ② 「5. 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ③ 参画パートナーにおいてポイント不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- ④ 参画パートナーが行ったポイント利用にかかる手続きが正当なものでないとき
- ⑤ 「6. ポイントの無効及び利用者の資格喪失」に反して、利用者へサービス又はプログラムを提供し、ポイントによりその対価の支払いを受けたとき
- ⑥ 参画パートナーの事情により、利用者に対するサービス又はプログラムの提供が困難になったとき
- ⑦ 「5. 登録の取消」により参画パートナーの登録を取り消した日以降に、利用者へサービス又はプログラムを提供し、ポイントによりその対価の支払いを受けたとき
- ⑧ その他、利用者へのサービス又はプログラムの提供が本規約のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(2) 支払いの留保

長野市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、長野市が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画パートナーが行ったポイント利用にかかる手続きに疑義があると長野市が判断したとき
- ② 参画パートナーが「5. 登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると長野市が認めたとき
- ③ 参画パートナーが行った利用者へのサービス又はプログラムの提供について、「7. (1) 支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると長野市が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、長野市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、長野市は参画パートナーに対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、長野市及び運営事務局は参画パートナーに対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

8. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画パートナーは、参画パートナーとしての地位を第三者に譲渡したり、参画パートナーの長野市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたたりすることはできません。

9. 個人情報の保護等

参画パートナーは、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

(1) 参画パートナーは、利用者へのサービス又はプログラムの提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、長野市及び運営事務局の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。

(2) 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画パートナーの責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。

(3) 参画パートナーは、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。

(4) 参画パートナーは、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を長野市及び運営事務局に報告しなければなりません。

(5) 長野市及び運営事務局は、参画パートナーに前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画パートナーに対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画パートナーはこれに応じなければなりません。

(6) 参画パートナーは、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を長野市及び運営事務局に報告

しなければなりません。

(7) (6)の調査及び再発防止策は、参画パートナーの負担にて行うものとします。

(8) 参画パートナーの責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、長野市及び運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画パートナーは当該損害につき賠償する義務を負います。

(9) (1)から(8)にかかわらず、参画パートナーは、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。

(10) 参画パートナーは、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。

(11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

10. 利用者の紛議等の解決

(1) 参画パートナーは、活動内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画パートナーの責任において、解決にあたらなければなりません。

(2) 参画パートナーは、サービス又はプログラムの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画パートナーの責任において解決するものとします。

(3) (1)及び(2)の場合、長野市及び運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

11. 損害賠償責任

参画パートナーが本規約に違反した結果、利用者、長野市及び運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画パートナーは当該損害につき賠償する義務を負うものとします。